

## 疑問 相談

## 法人税

## 回収不能の金銭債権に係る貸倒損失の取扱い

Q

金融機関A社は、10年前に、個人事業を立ち上げたX氏に対して8億円の融資を行い、当事者間の金銭消費貸借契約に基づき、年間5千万円の返済を受けていたところ、当期末から4年前に、X氏の営む事業が経済不況の影響を受けて破綻してしまったことから、X氏は生活費相当の現金を残し、自身の有する全財産を失って多額の借金を背負うこととなりました。A社は当期末に、X氏について、収入源は年間250万円の年金のみであり、それ以外に債務の弁済に充てる資産を有していないことから、返済能力はないと判断し、X氏に対する貸付金（金銭債権）の残額5億円の全額が回収不能であるとして、法人税基本通達9-6-2（回収不能の金銭債権の貸倒れ）の取扱いに基づき、当該金額を貸倒損失として処理しました。

このとき、この金銭債権に係る貸倒損失として計上した5億円について、税務上の取扱いをご教示願います。

A

金銭債権の全額が回収不能であるか否かは、債務者側の事情等を踏まえ、社会通念に従った総合的な判断を必要とするところ、X氏は当期末において、債務の弁済に充てる資産を有しておらず、また、年間250万円の年金収入については、X氏の最低限度の生活を保持するための生活資金であるとともに、その年金収入が債務額5億円に比して極めて少額であることから、X氏が債務を返済する実効性は極めて乏しく、返済能力はないと考えられるとともに、A社が債権回収の機会や努力をあえて放棄していたということもできません。

したがって、A社がX氏に対する金銭

債権につき貸倒損失として計上した5億円は、税務上、損金算入が認められると考えられます。

## 【解 説】

## 1 貸倒損失の取扱い

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができます（法基通9-6-2）。

## 2 最高裁判決（平成16年12月24日）

法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法第

22条第3項第3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解され、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬところ、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者との軋轢などによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものであると解されています（判決要旨）。

この点、金銭債権の全額が回収不能であることにつき客観的に明らかであるかどうかを判断する上において、債務者の資産状況、支払能力等の事情がより大きな比重を占めることとなり、どのような事情がどの程度の重みをもって考慮されるべきかは、個別具体的な事案における社会通念に従った総合的な判断によって決せられるべきものであると解するのが相当です（最高裁判調査官解説）。

### 3 東京地裁判決（平成25年10月3日）

債務者の収入が年間約250万円の年金のみであり、その債務額が4億円に及ぶ場合には、仮に年金収入の全額を債務の返済に充てたとしても、その返済には150年以上という非常に長い年月が必要となり、また、当該年金収入を原資として金銭債権の一部が回収されたとしても、返済としての実効性は極めて乏しいことから、債務者に当該債務の返済能力がないと評価することが相

当であるところ、その債権者が債権回収の努力をあえて放棄するなどの特段の事情がない限り、これらを踏まえて社会通念に従った総合的な判断を行えば、金銭債権の全額が回収不能であると認められることとなるため、少額の収入があることをもって、金銭債権の全額が回収不能ではないとすることは相当ではありません。

## 4 事例の検討

### (1) 法令解釈等

回収不能の金銭債権に係る貸倒損失については、税務上、上記1のとおり、金銭債権につき、その全額が回収できないことが明らかとなった場合に、その明らかになった事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができるとされているところ、上記2及び3の判決要旨を踏まえると、債務者の収入がその債務額に比して極めて少額の場合、その返済のためには非常に長い年月を要することとなり、また、その収入を原資として金銭債権の一部が回収されたとしても、返済としての実効性は極めて乏しいことから、債務者に当該債務の返済能力があると評価することはできず、債権者が債権回収の努力をあえて放棄するなどの特段の事情がない限り、社会通念に従った総合的な判断を行うと、金銭債権の全額が回収不能であると認めることが相当であると考えられます。

### (2) X氏の資産状況

当期末におけるX氏の資産状況は、生活費程度の現金を所持しているものの、他に債務の弁済に充てる資産を保有しておらず、債務の弁済に供せる程の資産は

存在していなかったと認められます。

### (3) X氏の収入

X氏の収入は、4年前から当期まで、年収250万円であり、これは、X氏の最低限度の生活を保持するための生活資金である一方、その債務額の総額は5億円であり、債務者の収入がその債務額に比して極めて少額であることが認められません。

### (4) 債権回収の努力

X氏の唯一の収入源である年金収入が最低限度の生活を保持するために必要となる生活資金であることを考慮すれば、社会通念上、A社がX氏の年金収入を原資として当該金銭債権の回収を継続的に行っていないとしても、これをもってA社が債権回収の機会や努力をあえて放棄していたということはできないと考えられます。

(5) 法人税基本通達9-6-2は、上記1のとおり、法人の有する金銭債権について、その全額が回収不能である場合に、貸倒れとして損金経理をすることができる旨を定めており、税務上、貸倒損失として損金の額に算入するためには、損金経理を要件としています。

### (6) 結論

金銭債権の全額が回収不能であるか否かは、債務者側の事情等を踏まえ、社会

通念に従った総合的な判断を必要とするところ、X氏は当期末において、債務の弁済に充てる程度の資産を有しておらず、また、年間250万円の年金収入については、X氏の最低限度の生活を保持するための生活資金であるとともに、その年金収入は債務額5億円に比して極めて少額であることから、X氏が債務を返済する実効性は極めて乏しく、返済能力はないと考えられるとともに、A社が債権回収の機会や努力をあえて放棄していたということもできません。

以上のことから、A社が、貸倒損失として損金経理したX氏に対する金銭債権5億円については、税務上、損金の額に算入することができると考えられます。

### (7) 留意点

法人税基本通達9-6-2では、法人の有する金銭債権につき、その全額が回収できないことが明らかになった場合に、貸倒処理を認める取扱いとなっていますが、上記2及び3の裁判例等を踏まえると、この取扱いは、1円でも回収可能性があるときは貸倒処理を認めないというのではなく、社会通念に従った総合的な判断に基づき、金銭債権の全額が回収不能であると判断できる場合に限り、その処理が認められるとする取扱いであることに留意してください。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》